

岩手県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社まちのふくし	岩手郡滝沢村篠木字明法 124番地15	おらほ風林デイサービス	岩手郡滝沢村大釜字風林 58番地5	平成24年3月31日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社まちのふくし	岩手郡滝沢村篠木字明法 124番地15	おらほ風林デイサービス	岩手郡滝沢村大釜字風林 58番地5	平成24年3月31日